

平成15年度

国土調査の実施について

調査対象地区 大字 鶴吉

国土調査とは、地籍調査、土地分類調査及び水調査に分類されます。

松前町では、平成5年度から地籍調査事業を実施しています。

中川原・徳丸・出作・神崎・大間地区の調査は終了しました。まもなく上高柳地区も完了予定です。恵久美地区については、現在実施中で、平成15年度は鶴吉地区（圃場整備区域は除く）を新たに調査します。

地籍調査とは、土地に関する戸籍調査ともいべき基礎的な調査のことです。

*一筆ごとの土地について、その実態を明らかにするために、主に次のような調査をします。

- ① 所在、地番、地目及び境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量及び面積の測定

現在、地籍に関する資料として法務局に保管されている登記簿や附属地図（公図）は、明治・大正期に作成されたもので、当時の測量技術の低さやその後の土地異動により、実態が大きく異なっている場合があります。

そこで、地籍調査を実施し、事業が完了すると、調査成果である地籍図及

び地籍簿の写しを法務局に送付します。現在、備え付けられている附属地図は差替えられ、土地登記簿は改編され、同時に古いものは閉鎖されます。

地籍調査が完了すると、あらゆる生産の基本的要素である土地所有者、利用関係が明らかになり、地籍の明確化がはかられます。また、土地行政諸般の基礎資料となり、公租、公課等住民負担の公平化、土地に関する紛争の防止、その他多目的に役立てられます。

なお、この事業の中でも重要な一筆地調査は、土地所有者の方々が現地境界を確認する作業です。皆さんのご協力がなくては、進まない事業です。事前に説明会のご案内をしますので、関係する地域の土地所有者の方々は、国土調査事業の主旨を理解していただき、参加、ご協力をお願いします。

※一筆：土地の所有権などの公示のために人為的に分けた区画です。土地登記は、一筆ごとになされ、土地取引の単位となります。

問い合わせ

役場国土調査課 国土調査係

☎ 985-4127

